

## 令和7年第2回三島町議会6月定例会会議録

招集年月日 令和7年5月27日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和7年6月20日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源成	副町長	小堀 庄太郎
教育長	山口 浩	参事兼総務課長	小柴 謙
		町民課長	菅家 直人
産業建設課長	小松 昭	会計管理者	星 保弘
地域政策課長	板橋 淳也	生涯学習課長	舟木 孝治

会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 義幸
--------	--------

## 議 事 の 経 過

### ◎開議

○議長 おはようございます。

全議員の出席を見ております。

本日、特命担当課長は体調不良のため欠席しております。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

### ◎議案第24号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第1、議案第24号、専決処分承認を求めるについて（三島町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

（町民課長、議案書により説明）

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番五十嵐健二議員。

○8番 ちょっと分かりづらいところがあったのでもう一度確認したいと思いますが、90条の改正ですか。これ個人情報免許情報記録、個人番号カードと記載されているんですけども、これ先ほどマイナンバーカードという話が出たような気がするんですけども、これはどういうふうなやつなのかちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長 町民課長。

○町民課長 今ほどのご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードという表現がありましたが、マイナ免許証という免許証と一体とするものを新たにその種別割の際に減免申請がございますが、その提示物として運転免許証以外に、マイナ免許証も加えるといった改正になります。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 そのマイナ免許証というのは、こういうふうに出ているからにはもう事前に発行されているわけですか。

○議長 町民課長。

○町民課長 マイナ免許証につきましては、今、免許証をマイナと一体化するという形で進んでおりますので、それが事前に発行されるものではなくて、免許証をマイナと一体化するという選択をされた方がお使いになるものだと認識しております。

○議長 よろしいですか。五十嵐健二議員。

○8番 すみません、それではマイナ免許証というものは、まだ国のほうで進めていないような状況であると考えてよろしいですか。

○議長 町民課長。

○町民課長 既に始まってございます。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 そうするとマイナ免許証を取得している方もいるとこちらで思ってよろしいわけですか。

○議長 町民課長。

- 町民課長 議員お見込みのとおりでございます。
- 議長 ほかに質疑ございませんか。ありませんか。  
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ありませんか。  
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。  
これより議案第24号、専決処分承認を求めるについて(三島町税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第24号は、原案のとおり承認されました。  
◎議案第25号の審議(説明・質疑・討論・採決)
- 議長 日程第2、議案第25号、三島町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。  
説明を求めます。総務課長。  
(町民課長、議案書により説明)
- 議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番大竹克昌議員。
- 6番 前回の全員協議会で、見舞金の金額についてはまだ決まっていないということでしたが、条例を出した以上は大体の金額が決まったと思うんですが、危篤見舞金、重症病見舞金、転居費用助成金ですか。金額を教えてくださいなんですが。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 こちらですが、今の条例にもありましたとおり、詳細は規則で定めるということで、規則のほうも、今、作成しておりまして、条例が制定されますと、同じく規則のほうも公布の日からということで、今、規則の中では見舞金を60万円、傷病ですね、そちらも30万円、転居費用として20万円、そちらを想定しておることでございます。
- 議長 大竹克昌議員。
- 6番 その金額は近隣の市町村の金額を見ての、大体似たり寄ったりの金額、そういうところで決まるということよろしいでしょうか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 規則制定の中におきまして、各町村等確認させていただきましたところ、同額の金額を皆さん上げておりますので、このように当町においても同額の金額60万、30万、20万とさせていただいて制定しているところでございます。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。8番五十嵐健二議員。
- 8番 この犯罪被害者等支援条例を制定するということは大変よろしいのかなと思います。最近では闇バイトによる強盗殺人だとか強盗傷害というものが増えております。それも地方に起こっているような状況になってまいりましたので、いつ我々がその被害者になるか分からないような状況でありますので、こういう条例をつくることは大変よろしいか

と思います。

ただいま大竹議員のほうから説明があったとおりに、金額に関しましてはこれから規則の中で制定されていくのかなと思うんですけども、やはり被害者あるいは被害者家族にとって一番大切なことというのは、今後カウンセリングというものが非常に重要になってくるのかなと考えるわけですけども、そういったことになってきますと、やはり担当職員もいろいろな専門知識が必要になってくるのではないかなと思うわけですけども、その担当職員に関しては研修等の計画があるのかどうか、その辺のところお聞かせください。

○議長 総務課長。

○総務課長 町として初めてこのような条例をつくりまして、担当窓口は総務課になることとなりますので、なかなかいろいろな中で専門職というのは難しいと思いますが、福島県、また各市町村でも同じような取組を行っておりますので、そういう研修が行われる場所があれば、できるだけ積極的に参加をしたいと思いますが、なかなかいろいろなものを担当している中で、そのことがもし発生した場合は相当な大変な相談内容になると思いますので、そこら辺は課でどのようにしていくかはちょっと協議しながら検討していきたいと思います。（「ちょっとよろしいですか」の声あり）

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 これ、町のほうで制定する条例であります。それでいろいろな職員の方がいろいろな仕事を担当しているというのは分かるんですけども、こういった条例というのは物すごい内容ですよ。精神的な問題も絡みますので、近隣町村のほうと相談しながら研修を進めるという方法もこれはいいかと思っておりますけれども、その辺のところは徹底してやっていただきたいと思っておりますがその辺のところどのように考えておりますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 そのように進めさせていただきたいと思っております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第25号、三島町犯罪被害者等支援条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第3、議案第26号、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

- 議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ありませんか。  
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。  
これより議案第26号、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。  
◎議案第27号の審議(説明・質疑・討論・採決)
- 議長 日程第4、議案第27号、令和7年度三島町一般会計補正予算を議題といたします。  
説明を求めます。総務課長。  
(総務課長、議案書により説明)
- 議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番五十嵐健二議員。
- 8番 補正予算ですね。補正予算というのは当初予算に対する補正でよろしいわけですよね。その辺はよろしいのかどうなのかちょっと確認したいと思います。当初予算に関する補正ですよ、補正予算。当初予算があつての補正ですよ。考え方として。それでよろしいですか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 そのとおりだと思いますが。
- 議長 五十嵐健二議員。
- 8番 全員協議会でも質問したんですけども、当初予算に上げていなかった予算をここに上げてありますよね。これは補正ではないですよ。正直な話。当初予算で上げなければならぬ予算を補正で上げてくるというのは、その上げ方に対しては間違いではないのかどうなのか、本当は上げないとうしようもない予算ですので、ここで上げてきたとは思うんですけども、そういった上げ方が正しいのかどうなのかをちょっと確認したいと思います。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 わざと補正予算に上げたということではなくて、全員協議会でということではなくてこの場でもあれなんです、何点か当初予算の中で事務の手によりまして、当初予算に計上できなかったということが発覚しまして、補正予算で対応していただくしかないということで上げさせていただきました。それが正解だとは思っておりませんし、間違いということではないのかもしれないですけども、当初予算で上げるべきものを、事務のミスでということですので大変申し訳なく思います。ただ、やはりかかる経費でございまして、補正で対応していただくしかないということでご説明させていただきます。

(「ちょっとよろしいですか」の声あり)

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 特に賦課徴収費というのは税金に関する予算ですよね、これは。その担当課のほうにもお聞きしたいんですけど、この税金に係る予算を当初予算に上げなかったというのは考えられないことなんですよ。もし上げなかったらその事業はできないような形になってくるわけですから。なぜこういう状況になったのか、町のほうでその検証はしっかりとしているのかどうなのか。まず担当課のほうにお聞きしたいのは、この抜けた原因、その辺のところをちょっとお伺いしたい。

○議長 総務課長。

○総務課長 今ほどの賦課徴収費の当初予算の計上漏れにつきましては、確かに非常に大事な予算でございますので、計上漏れがあってはならないものと認識しておりますが、担当そして職員において、しっかり確認が足りていなかったことが原因だと考えておりますので、今後はそういったことがないように、しっかり複数人で確認をしまして、計上漏れがないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 情報通信施設管理費の委託でもそうなんですけれども、必要であるからこういった形で予算を提出しているわけですよ。それがその提出、予算として提出されないで、今回提出するということであるならば、私たちはその補正に対しても当初予算に対しても物すごい不信感を抱くような状況になっちゃうわけですよ。

ですからここに必要であるから補正に上げてきたという問題ではないと思うんです。どうしても必要だから補正に上げてきてやるのはこれ必要ですから、その辺のところは理解はしますけれども、実際それがいいことなのかどうなのかと言われれば、当初予算で上げるべき予算を補正で上げてくるというのは、個人的には考えられないと考えます。

それで事務方の漏れだと言いますけれども、これは総務課長のあれもありますよね。そういった中で、どうしてこういう本当に必要な予算がそこに上がってこなかったのか。その辺のところ査定においてもそうですし、担当課においてもその辺のところの管理というか、そういったやつがどのように行われているのか、その辺ところは本当にしっかりとお聞きしたいなと思うんです。査定においてもそうですけれども、そういったところの予算が上がっていなければ、そういうところ気がつかないのかなと思うわけですよ。

当初予算を上げて、それでそれに上げることができなかったから補正で上げましたというのでは説明にならないと思うんです。とにかく検証をしっかりと、その理由をはっきりとし上げていただかないと私たちには納得いかない。そのように考えますけれども、事務方の責任という形で締めくくっていいのかどうなのか。その辺のところをちょっと確認したいんです。よろしくをお願いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 予算については議員の皆さんもご存じのとおり、各課各担当でそれぞれ予算の編成から指示をして、その年度年度において必要な部分をちゃんと見てあげるようにという形を取っております。

まず係、担当者、係、担当課で精査しながら上げさせていただいて、最終的には私のほ

うで総務課長査定もあります。それを見させていただいて、最後は町長査定という形になりますが、町長におかれましてはそんな細かいところまでなかなか難しいということで、私の方も見なくてはいけないという部分で、基本的に1個1個見なきゃいけないのは確かだと思うんですが、どうしても大きくなっている、大きく増えている部分。どうしてもやはり厳しい財政の中で、大きく増えている部分を中心にしながらやっておりましたが、なかなか大変、今、議員ご指摘のとおり1個1個見られないというのは、最終的には私が財政のほうの担当課長なので、それをチェックできなかったのが一番の問題だと思いますので、担当者がということではなく、最終的には私の責任でないかなと考えております。ただ、それをどのようにしてご説明すれば、議員のほうに納得していただけるのかちょっとあれなんですけれども、大変事情としては、今、そのチェックができなかったという部分で、ただ業務を進めなきゃいけないので補正で見るしかないというのが現状でございます。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 町の予算というのは、あくまでも町民の方に対する様々な事業に対する予算と考えます。ですから、こういった問題が生じること自体、私はおかしいなと考えております。各担当課で予算を上げるわけですから、各担当課のほうでしっかりとした予算編成を行うということがまず第一ではないのかな。その中でこういったような問題が起きるといのは、その中でしっかりと確認ですか。そういったものをしていないのではないのかなとこちらで考えてしまうんです。

それでこれからこういった問題は起きては困るわけですが、内部で行うようないろいろな予算編成とか何かに関しては、その担当課にお任せするしかないわけですが、いろいろな検査ですか。そういったところに関しては、特にこの固定費、いわゆる毎年必要な金額ですよ、お金ですから。そういったものに関しては徹底して確認をさせていただくような形でないと、後でこういう問題が起きましたら、とても補正予算として認められなかったら個人的には補正予算ではないんですから、認めることはできないわけですよ。ただどうしても必要な予算でありますから、これを上げる必要があるわけです。ですから、その辺のところは認めざるを得ないのかなと考えるわけですから、補正予算という意味をしっかりと踏まえて、当初予算で上げなければならぬ予算をしっかりと上げていただきたいと考えますけれども、その辺のところはどうでしょう。

○議長 総務課長。

○総務課長 今回の件は、議員ご指摘のとおり当初で上げるべきものでしたので、各課、各課においてはちゃんとこれから精査する、予算、本来当たり前のことですが、ちゃんと各課で確認して、前年度と比較してどういうことになっているのかも含め、それを徹底してやっていただいて、私のほうも財政担当の課としてはそれを全体を見なきゃいけないので、それぞれがまた今回の件を研究しまして、この額を見ていくしかないのかなと考えておりますので、さらに注意して今後予算編成に取り組んでまいります。

○議長 ほかに質疑ありませんか。5番河越昭利議員。

○5番 5番河越です。8番議員が言いました計上漏れの件だと思うんですが、私もそれについてちょっとお聞きしたいです。

今回計上漏れ4件で660万、約700万ですね。これがあるのですが、当初予算で25億

5,000万円、これをしっかり定めて調整したはずなんですが、であるならばこの25億5,000万円の中でやりくりというんですか、してこの660万、670万を付け足すというか、補正ではなくその中でやりくりするということはできないものなのでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 それはちょっと難しいです。

○議長 ほかに質疑ありませんか。3番菅家三吉議員。

○3番 補正予算書の12ページ、中段の農林水産業費の林業振興費の委託料229万2,000円、今、ご説明いただいた中だと、桐苗から生産の委託事業だと思うんですけども、これの事業概要といいますか。お金の出どころは見ますと、国庫のほうから補助金で229万2,000円、多分100%国庫負担だと思うんですが、この事業自体の概要とそして最終的にどういうところに結びついているか、内容を教えていただければ。

あとすみませんもう1つ、あと今回委託事業先、委託先、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 こちらの事業なんですが、特命担当課のほうで担当しておりまして、文化財保存するための材料ということで会津桐が設定されまして、会津桐苗育成から製材までできる事業体があれば、そちらのほうにその事業の半分の金額を文化庁のほうから補助が出るということがありまして、そちら、今、一貫してやっているのは佐久間建設さんがやっております。今、この科目のほうで申請を行いまして、交付が決まったところでございます。なので、苗育成から製材するまでの一貫した作業をやっているところに国のほうから補助が出るということで、一旦町で受けさせていただいて、その事業費の半分を委託のほうで出すといった事業になります。なので佐久間建設さんでは半分自分たちで事業費をもらって、会津桐の保存と製材、それを文化財を保存するためのものに使うというような流れの中での補助金ということです。

○議長 ほかに質疑ありませんか。7番吉垣絵梨子議員。

○7番 私のほうからは財政調整基金の残高について聞かせてください。

今回、財政調整基金を5,360万円取り崩しての歳入予算に充てているかと思えます。昨日河越議員の一般質問でも、財政調整基金の残高について説明があったと思うんですけども、私たちが持っている資料でシミュレーションをすると、令和7年度末に当初予算時点では5,733万円と見込まれていた財政調整基金も、今回5,360万円崩すと単純にそこを計算すると、財調が373万円しか残らないという計算になってしまう。

次のご説明あるとは思いますが、もう一度財政調整基金の残高の見込みみたいなところをご説明ください。

○議長 総務課長。

○総務課長 昨日河越議員にご説明した中で、当初予算の中で皆様にご説明している内容では、財調が5,700万程度しか残らないというふうになっております。ただ、この予算を組立てている中ですが、財調に関しましては、令和5年度は決算が確定しておりまして、皆様にご説明している決算書の中では、財調の年度末が5億7,300万円となっております。6年度におきましては、皆さんにも重点事業でご説明しているとおり、6年度の見込

みでは2億4,900万円を6年度予算に入れるという話をし、5億7,300万から引きますと、3億2,300万円が6年度末で残るとい形になっておりました。

そこからどうしても6年が確定しておりませんので、予算を7年組み立てるにはその3億見込みとして、財調が残っている見込みは3億2,300万です。そちらから今度7年度どうしても予算を財調から入れなきゃいけないという部分で、取り崩す分の残りが皆さんのほうに5,700万という形でお伝えしている分です。

ただ、今、6年度の決算がある程度まとまって、決算の整理が終わりましたので、そちらで財調取り崩すのが2億4,900万円から1億3,900万まで残せるということになりました。それは事業が予算で落ちたりという部分がいろいろな要因がありまして、実際1億3,900万になりましたので、5億7,300万から1億3,900万を引きますと、4億3,300万が実質6年度末で財調として残るかなと思います。そちらから今、7年度予算で予定しておる2億6,100万円を引きますと、大体1億7,000万ぐらいが7年度末の見込みになるかなとは考えています。

○議長 7番吉垣絵梨子議員。

○7番 財政調整基金の残高については承知いたしました。3月の審議の際に、町が考える財調のあるべき残高みたいところで3億円という数字が出たかと思うんですけども、実際そこまでの見込みは現状ないところだと思います。その中で今回財政調整基金を崩して補正も組むということに対して、私は疑問を持つ部分があるんですけども、例年だと、私は昨年部分しか比較する資料を持ち合わせていないのであれなんですけれども、6月の補正というのは繰越金を使っていたと思います。今回繰越金ではなくそのように厳しい財政調整基金の中でも、財調を崩すという理由について教えてください。

○議長 総務課長。

○総務課長 昨年はちょっと補正の中で繰越金という形で使わせていただきました。今年予算が繰越金が予算でも説明しているとおり8,000万ということで、通常より2,000万ほど多い繰越金を想定して現予算の中にも予算化しておりまして、今、繰越金が1億9,000万くらいにあるということに、今、分かったものですから。なかなかちょっと去年は6,000万ぐらいで繰越金を予定していた中で、ある程度ちょっと余裕があったものですから繰越金で対応できたんですが、今年ちょっとなかなかそちらを想定できなかった部分もあったので、まずは財調を取り崩させていただいて、そちらのほうを使うしかちょっとなかった状況だったので、大変申し訳ないのですが、財調を取り崩させていただきました。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 状況は承知しましたが、やはりそうなると、なかなか財政状況は厳しいという認識で、今後この財政調整基金はやはり何かあったときのために、町としてはある程度の金額、ため込むということではなく持っておかなきゃいけないお金だと思うんですけども、その金額をどのようにして今後積み立てていける見通しはあるのかというところをお聞かせいただけますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 吉垣議員もいろいろお勉強されて、繰越金に関しては半分を絶対持たなきゃいけないというところがありますので、1億9,000万ですから今年度は積み立てられるか

などと思いますが、今後また9月、12月にという話になりますけれども、そのお金を使うしかならないのかなと思います。また、あと交付税がどういうふうになってくるかだと思いますが、ただ、一応財政標準規模から言えば、1億何千万という14億ぐらいなので1億4,000万、1割ということが標準的な財調なのでしょうけれども、ただうちの町はそれを取り崩してほぼ近年予算を組んでいるので、それを2億とかあと3億近くあったほうがいいのかなどは思いますけれども、なかなかそれをどんどん積んでいくというのはちょっと今の厳しい予算の中では繰越金を入れたりという形になると思います。なのでどんどん積むというのはちょっと難しい状況かもしれませんが、事業を抑えて財調取り崩すものをなくしていくという方法が、今はその方向しかないかなと思います。

○議長　ほかに質疑ありませんか。5番河越昭利議員。

○5番　それでは観光費のところで伺いたいと思います。観光費の需用費、修繕費です。ね、修繕費のつるの湯エレベーター修繕。これ括弧書きで、エレベーターの耐用年数の超過のためとありますが、こちら前々からももちろん把握はされていたと思います。エレベーターとあとこの修繕、その整備点検の指摘事項、そういったものを指摘されていたのであれば、これはもう当初にやられる予想だったのじゃないかと思ってしまうんですが、それがなぜ今、補正で上がっているのか、当初に入らなかった理由などをお聞かせください。

○議長　総務課長。

○総務課長　当初は地域政策課のほうから要望がありまして、当時確認した中では点検、今までただの点検された後の話なので、そのまま点検の後だと超過しているけれども使用可能かということは確認させていただいたところ、まだちょっと可能ですということだったんですが、ただ今回再点検した中ではやっぱり超過なので安全のために替えたほうがいいでしょうということだったので、そちらで補正で対応させていただいたところになります。

○議長　ほかに質疑ございませんか。7番吉垣絵梨子議員。

○7番　人件費について伺いさせてください。今回職員の人事異動によって人件費が増加してしまっていて、給与明細書によると1,000万円ほど、そこには職員の新採用というの也被含まれてはいると思いますけれども、800万近くの費用が計上されています。ただトータルで見たときに、人件費は職員の数、保育所の分を除いてプラマイがゼロであって、場所によっては減額されている部分もあると思うんですけれども、その減額というのは、今回されないのでしょうか。

○議長　総務課長。

○総務課長　給与に関しましては、6月でやっぱり異動あったときに影響あったところでの増えた部分に関して増やしておりますが、減らすに関しましてはこれから人事院勧告とかいろいろな給与に関する事も出てきまして、それを出したり入れたりするとちょっとまた後で足りなくなって、また補正させていただくというような形になる場合もありますので、今回一応増えた分のみ予算補正させていただいて、3月には全て給与のほうをいつも毎年そのような形で調整させていただいておりますので、今回は増えた分のみが計上というような形にあります。それで3月で最終的には調整させていただくということで、これまでずっとやってきているということでもあります。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 事務的なところでそういう手続がこれまで行われてきたというのは承知しましたが、単純にこの予算書を見たときに、やっぱり800万円の補正というのは結構大きなものに感じます。当面人事勧告が毎年出されて、そこで恐らく今の流れであると増加していく傾向がやっぱりあるのかなということを踏まえると、そのときに例えばまとめてそこで整理していくということも、事務手続として簡略化されるのではないのかなということも含めて思うんですけども、その点あえてやっぱり6月に上げなきゃいけない理由というのはあるんでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 6月に上げておかないと払えないところも出てきたりするので、まずは異動になった分で払えるような体制を取っておいて、そこから最後減らすという部分で。今、あったのは、保育士が1人増えているというのもありますけども、（「それはもちろん必要だと思います」の声あり）百何十万かかりますけれども、そのような形でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。ありませんか。5番河越昭利議員。

○5番 では次は土木費でお尋ねします。土木費の道路維持費の地区への対応というところですが、全体的なところで、地区要望というのはもう毎年聞かれていて、当然これも継続で上がってきていたものもたくさんあると思うんですが、これも先ほど同じ、やはりこういう予算も当初計上すべきではないかと考えます。

特に今回桑原ということで私の地域に入っていますが、桑原の側溝の改修というのももう何年にもわたって要望しているもので、できればこれも当初に上がれば、今、補正で対応しなくてもいい。話はつながりますけれども、その財調ですとかそういうところにも予算、財源の確保という面でも、当初にやっぱり上げるべきだと思いますが、今、これだけの金額的に大きいでするので、これだけの補正が今、上がっているということのまず理由をお聞かせください。

○議長 総務課長。

○総務課長 まず、こちらで査定の中で当初、当初ではあれだったんですけども、今回の要望でこれも継続で上がっていて蓋掛けでいろいろその請求はやっていたんですが、今回要望あった中で現場を見た中では、担当課のほうで蓋掛けではとてもできないような側溝であるので、やはりやるんだったらちゃんと側溝から入れ直さないとということなので、地区からも高齢の方がどんどん多くなってきて、その側溝に足を踏んでいたり車が入ったりとすると危険なのでということで、担当側のほうではぜひやらせていただきたいということでしたので、できれば継続で蓋掛けでやれないのかということは財政のほうからも言ったんですけども、やはり現場を見るとちゃんとした側溝を入れないと、そういう水を流すとかそういうこともできなくあるので、ちゃんとやらせていただきたいということで、やはりただ単純に金額だけではないところもあるので、そこら辺はちょっと教えてあげればと思います。

○議長 ほかにございませんか。8番五十嵐健二議員。

○8番 13ページの教育費、ALTの方の勤めていただいたお金、計上されて残ったお金、これはALTが結局辞められたんですよね。それで今後そのALTを町のほうで募集する

計画はあるのかどうなのか。その辺ちょっとお聞きしたいなということです。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 今ほどのご質問は、ALTの今後の雇用についてということによろしく  
お願いします。ALT、JETプログラムということで、県のプログラムを使って、8月4  
日までの任期で進めております。5日以降は業務委託を考えておまして、今、その業務  
委託の手続を進めているところであります。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 業務委託という形ですと、毎年契約というような形になるんですか。それとも何  
年間というような期間を決めての契約になるのでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 契約については、基本的に町の予算は単年度主義になりますので、契約  
の期間も1年ごとと考えております。ただ、その人の例えば業務委託ですから、1年雇用  
してみてもさらにまたもう1年1年という形もあり得るかと思いますが、契約の形は基本1  
年ということで考えております。

○議長 ほかにございませんか。5番河越昭利議員。

○5番 本来補正予算というのは、災害であったり法制度の改正とか、想像できなかった、  
想定できなかったものに対応するのが補正予算と思いますが、先ほどから何点か申し上げ  
ましたが、今回の補正予算を見ると、修繕費であったり地区要望、こういったことは、前  
もって当初に計上できたものがあると感じます。

今年度は、除雪費も計上できないほど厳しい状況だったことは、もうもちろん理解はし  
ておりますが、町長も昨日答弁で、お金をどんどん使って回していく、一応これは私も賛  
成はしております。私も別にどんどんお金をため込めなんてことはもちろん考えておりま  
せんが、やはり当初予算をつくるときのその優先順位、これは大事だなと考えます。地区  
要望などは当然最初に入ってくるべきで、当初に上がっていたものも削れるものはもちろ  
んあったと私は考えていますので、やっぱりその優先順位というのを考えてしっかり当初  
というものをつくっていただきたいなと思います。なのでその意見として言わせていた  
きます。

○議長 町長。

○町長 優先順位、当初予算、行政の予算のシステム、施政方針でも決済でまだ出して  
ないかな。何が優先か、あるいは振興計画、あるいはローリングでやる、そういう計画ね、  
それを優先するのかということで、一旦結局担当課から聞いてやる必要があるということ  
であれば、今みたいに抜けたなんていうのは、ちょっとやっぱりそれはあるべきではない  
ですけれども、特に課長の、私の名前で今回議会にかけているわけですから、私が当然そ  
の責任を負わなければならないとは考えております。しかしながらやっぱり責任の体系と  
いうのが、ある面ではそれぞれの役割に応じて地域をやるというのが我々の組織体系にな  
りますから、ただ抜けたとか、あるいは忘れたとか、仕事も代わりにやっていけばそうい  
うことは、やっぱり人間ですからたまにはありますけれども、こういうでかいお金が抜け  
たというのはやっぱりちょっとおかしいなということでは感じておりますので、それぞれ  
もう1回予算を通していただいて、そしてなおかつ課長会議でいろいろ話合いを反映して

考えなければというふうには考えております。そういうことですから、よろしくお願ひします。

○議長　ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長　討論を終わります。

これより議案第27号、令和7年度三島町一般会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、11時半まで休憩といたします。(午前11時18分)

◇　　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　　◇

○議長　再開いたします。(午前11時18分)

◎議案第28号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長　日程第5、議案第28号、令和7年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番吉垣絵梨子議員。

○7番　令和11年度から福島県内で保険料は統一されていくと思うんですけども、今後三島町の保険料というのは、どのようになっていくか、下がっていく見通しなのか、上がっていくような見通しなのか、そこら辺現状分かるところを教えてください。

○議長　町民課長。

○町民課長　今ほど、保険料につきましては、やはり県の保険料が町と比べまして高い状態でございますので、次年度令和8年度以降は段階的に上げさせていただくような予定でございます。

○議長　7番吉垣絵梨子議員。

○7番　個人の負担が増えていくという理解、例えばどれくらい来年度以降上がっていくという、なかなかやはり生活に密着するところだと思うので、分かる範囲でお願いいたします。

○議長　町民課長。

○町民課長　保険料の上がる度合いなんですけど、実際県のほうもまだはっきりした金額が

出ていない状態ですので、今、一概に幾らぐらい上がるかということはなかなか申し上げづらいので、次年度以降どんな形で上がっていくかも含めまして、町民の方々には周知をしていきたいと考えております。（「お願いします」の声あり）

○議長　ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（質疑なし）

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なし）

○議長　討論を終わります。

これより議案第28号、令和7年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長　日程第6、議案第29号、令和7年度三島市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。

説明を求めます。町民課長。

（町民課長、議案書により説明）

○議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なし）

○議長　討論を終わります。

これより議案第29号、令和7年度三島町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長　日程第7、議案第30号、令和7年度三島町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

（産業建設課長、議案書により説明）

○議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第30号、令和7年度三島町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第8、議案第31号、令和7年度三島町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番吉垣絵梨子議員。

○7番 今回浄化槽を新規に設置されるということですが、例年この浄化槽設置に対する予算というのは、当初予算で幾つか上げていたものがあつたと思うんですけども、今回当初予算では上げていなかったと考えてよろしいですか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 議員お見込みどおりで、まず設計額、設計ですね、設計費につきまして66万円を当初予算で上げておりました、ここ数年なかったんですが、昨年度途中でありましたので昨年度補正させていただきまして、発生した場合には補正予算等で対応するよう形でさせていただいております。

○議長 7番吉垣絵梨子議員。

○7番 設計費で1区、これは1件分の設計費で、浄化槽については申込みがあつてから補正するということだと思ふんですけども、例えば移住者だったりした場合、その後移住していく計画がある中で、補正を待たなきゃいけないというのは、そこで物事がストップしちゃうというふうにも、なかなか進められないというのも思うので、これ当初予算で1件分せめて、かつてはもっとたくさん町内からの需要もあつたので上げていたのかなと思ふんですけども、当初予算で既にそこはすぐできますよという、町が応えられるといふのかなと思ふんですけども、そこら辺というのはいかがでしょうか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 以前はそうにさせていただいておりましたが、近年物価高騰で、なかなか当初予算に上げて後ほど補正をしなければならぬということが出てきておまして、いずれにしても速やかになかなか対応できない部分もありますが、本来であれば当初予算では上げたいとは考えてございますので、あとはいわゆる建物の面積によりまして浄化槽の大きさが決まってくるので、例えば通常ですと5人槽、7人槽あたりが標準

的なんですが、例えば大きな世帯が引っ越してくるとじゃあ10人槽でなければ駄目だよと言った場合、7人槽程度の予算で取っていると、いずれも補正ということがまだ出てきますので、なかなかちょっと浄化槽の設置、先ほども申しましたとおり、当初予算で上げておけばいいんですけども、浄化槽の規模を例えば10人槽規模を考えると、今、1,000万近くなってしまうので、そういった公営企業会計の面からも含めて、今後よく考えながらやっていきたいとは考えてございますので、一応事情としましてはそのようなことがございますので、ご理解いただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○議長　ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長　討論を終わります。

これより議案第31号、令和7年度三島町下水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第1号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長　日程第9、議員提出議案第1号、被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長、朗読。

(事務局長、議案書により説明)

○議長　提案者より説明を求めます。8番五十嵐健二議員。

○8番　それでは、私のほうより被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてであります。ただいま議会事務局長から説明のあったとおりでございます。

東日本大震災から14年を経過しましたが、いまだに約3,000人もの子供たちが県内外で避難生活を送っており、ふるさとに帰還することはできません。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちが安心して就学していくためにも、長期的な支援は欠かせません。令和8年度においても本事業が継続されますよう、国に対して支援を求める必要があると考えております。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長　これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議員提出議案第1号、被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎継続審査の申出について

○議長 日程第10、継続審査の申出についてを議題といたします。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長 お諮りいたします。ただいま継続審査の申出のとおり、継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会

○議長 よって、令和6年第2回三島町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 0時 4分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

三島町議会議長

三島町議会署名議員

三島町議会署名議員